

岡山大学病院感染制御部内規

制定 平成16年4月1日

(趣旨)

第1条 この内規は、岡山大学病院規程(平成16年岡大医歯病規程第1号)第10条第2項の規定に基づき、岡山大学病院感染制御部(以下「感染制御部」という。)の設置目的、組織及び運営等について定めるものとする。

(目的)

第2条 感染制御部は、岡山大学病院(以下「病院」という。)内の感染予防に関わる管理及び指導等を行うことを目的とする。

(業務)

第3条 感染制御部は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 感染症発生の動向の調査及び把握に関すること。
- 二 感染予防対策の立案及び指導に関すること。
- 三 ペイシエントセーフティマネジャーとの連絡及び調整に関すること。
- 四 重症感染症及び特殊感染症の診断及び治療に関すること。
- 五 感染予防対策に関する教育及び研修の企画運営に関すること。
- 六 針刺し及び体液汚染事故に対する対応及び指導に関すること。
- 七 医療従事者の感染予防に関すること。
- 八 医療廃棄物の取扱いに関すること。
- 九 感染防止に関するマニュアルの整備に関すること。
- 十 その他感染予防対策の向上に関すること。

(職員)

第4条 感染制御部に、次の各号に掲げる職員を置く。

- 一 感染制御部長(以下「部長」という。)
- 二 感染制御部副部長(以下「副部長」という。)
- 三 院内感染管理者
- 四 事務職員
- 五 その他部長が必要と認めた者

(部長)

第5条 部長は、診療科長等会議で選出された病院又は学術研究院医歯薬学域の専任の教授又は准教授をもって充てる。

2 部長は、病院長の命を受け、感染制御部の管理及び運営に関することをつかさどり、所属職員を監督する。

(副部長)

第6条 副部長は、部長の推薦により病院長が命ずる。

2 副部長は、部長を補佐し、部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(院内感染管理者)

第7条 院内感染管理者は、感染管理認定看護師のうちから、看護部長の推薦により病院長が命ずる。

2 院内感染管理者は、ペイシェントセーフティマネジャーや看護部リンクナース等と連携を図り、専ら感染予防対策等に係る業務に従事する。

(事務職員)

第8条 事務職員は、病院事務部の職員のうちから病院事務部長が命ずる。

2 事務職員は、部長の監督のもとに業務に従事する。

(その他の職員)

第9条 その他の職員は、部長の推薦により病院長が命ずる。

2 その他の職員は、部長の命を受け、業務に従事する。

(感染防止対策チーム)

第10条 第3条各号に掲げる業務を迅速かつ機動的に行なうため、感染防止対策チーム(Infection Control Team, 以下「ICT」という。)を置く。

2 ICTは次に掲げる者で組織し、部長が命ずる。

- 一 院内感染管理者
- 二 部長が指名する医師
- 三 薬剤部長から推薦された薬剤師
- 四 医療技術部長から推薦された臨床検査技師
- 五 その他部長が必要と認める者

3 ICTは、次に掲げる活動を行う。

- 一 定期的(1週間に1回程度)に院内を巡回し、院内感染発生状況及び院内感染防止対策の実施状況を把握し、必要に応じて指導を行う。
- 二 抗菌薬の使用状況を把握し、必要に応じて指導を行う。
- 三 院内感染防止マニュアルの改訂の必要が生じた場合は、院内の状況を的確に把握し関係部署等に意見の具申をする。
- 四 その他院内感染の発生防止に必要な活動を行う。

(抗菌薬適正使用支援チーム)

第11条 感染症治療の最適化支援のため、抗菌薬適正使用支援チームを置く。

2 抗菌薬適正使用支援チームに関する事項は別に定める。

(雑則)

第12条 この内規に定めるもののほか、感染制御部の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この内規は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成23年8月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和5年12月1日から施行する。